

高根沢町議会基本条例検証結果表 (評価の段階:A「達成」、B「一部達成」、C「未達成」、-「対象外」) 【令和8年3月】

条文		取組状況・実績等 (令和6~7年度)	評価・今後の対策等	評価	改正の 必要性
前文	<p>議会は、町民に選ばれた議員で構成する町民の代表機関であり、二元代表制の一翼として町民の負託にこたえる責務を有している。</p> <p>その責務を果たすため、議会は議会及び議員の権能及び果たすべき役割を明らかにし、町民との情報の共有化を図り、最良の議会運営をしなければならない。</p> <p>地方分権一括法の施行により、正に地方公共団体の意思決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会の果たすべき役割が問われてきている。</p> <p>このような状況下、私たちの暮らしは、今日、都市と地方との生活格差、人口減少等の課題に直面しており、「結いの心」を持って活力あるまちづくりを進めていくためには、町民との信頼関係及び協働の精神が不可欠である。</p> <p>よって、これまで積み重ねてきた議会改革の取組をより確かなものとし、「安心して暮らせる社会」、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すため、ここに高根沢町議会基本条例を制定する。</p>	—	条例の理念を明記したものであり、現時点では見直すべきところはない。	—	無
第1条 目的	<p>この条例は、分権時代にふさわしい協働によるまちづくりを実現するため、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって町民福祉の向上及び民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p>	—	条例制定の目的を明記したものであり、現時点では見直すべきところはない。	—	無

第2条 議会運営の原則	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。</p>				
	<p>(1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。</p>	<p>本会議のほか、各委員会や全員協議会を原則公開としている。</p> <p>議会だより、ホームページ等により、開かれた議会を目指している。</p>	<p>達成はしているが、既存の広報手法の更なる周知や、新たな広報手法の検討が望まれる。</p>	A	無
	<p>(2) 把握した町民の多様な意見をもとに、政策立案、政策提言等の強化に努めること。</p>	<p>一般質問での政策提言のほか、広聴活動(「カフェ・ド・ギカイ」等)で得られた町民の意見を基に、提言を行った。</p> <p>(一般質問数) 令和6年度…のべ17人、41件 令和7年度…のべ26人、75件</p> <p>(町への提言等の数) 令和6年度…5件 令和7年度…6件</p>	<p>達成はしているが、一般質問者数や内容の充実、カフェ・ド・ギカイの内容の更なる充実が望まれる。</p>	A	無
<p>(3) 町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。</p>	<p>全員協議会や委員会での質疑や一般質問、議会選出の監査委員により、行政運営をチェックしてきた。</p> <p>また、充て職として執行機関の委員会に出席し、行政運営をチェックすると共に、全員協</p>	<p>本会議や委員会、全員協議会等で、適切に行われてきた。</p>	A	無	

		議会（議員間協議）で内容を報告し、全議員で情報を共有した。			
	(4) 町民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。	議会だよりやホームページでは、町民に分かりやすい表現を心がけている。	達成はしているが、傍聴者数の増加に向けて、更なる取り組みが必要である。	A	無
	(5) 継続的に議会改革の推進に取り組むこと。	令和2・3年度、また4・5年度に設置された議会活性化特別委員会において、時代に沿った改革は検討されてきたため、令和6・7年度は設置しなかった。	今後、必要に応じて委員会等を設置することに努めたい。	C	無
第3条 議長の使命	議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。	会議規則や議会運営マニュアルにのっとり、議会運営を行っている。	適切に議会運営を行ってきたが、会議で議員の不適切な発言がみられることもあった。 今後、スムーズな議事運営について更なる取り組みが必要である。	A	無
	2 議長は、議案の審議に用いる資料を町民に公表する等の分かりやすい議会運営を行うものとする。	ホームページに議案を掲載し、公表している。	達成できている。	A	無

<p>第4条 議員の使命</p>	<p>議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指し活動するものとする。</p> <p>2 議員は、町政全般の課題及び町民の多様な意見を的確に把握するものとする。</p> <p>3 議員は、議会活動について、町民に対し説明に努めるものとする。</p> <p>4 議員は、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>5 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>個々の議員の取り組みや実績になるため、評価は行わない。</p> <p>今後も個々の議員が使命を達成するよう努めていく必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>無</p>
<p>第5条 議員の政治倫理</p>	<p>議員は、町民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、高根沢町議会議員政治倫理条例を遵守しなければならない。</p>	<p>令和6年度に条例に基づき政治倫理審査会が設置され、議員辞職勧告を行った事案があった。</p>	<p>倫理観に欠けた行動を行った議員が出たことは残念だが、議会としては議員辞職勧告を行い適切に対処した。</p>	<p>B</p>	<p>無</p>
<p>第6条 議決事件</p>	<p>地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件は、高根沢町まちづくり基本条例第14条で定める地域経営計画の策定又は変更に関することとする。</p>	<p>地域経営計画2026の素案について、特別委員会を設置して審査し、町に対し提言を行った。</p> <p>令和7年12月議会に議案として上程され、可決した。</p>	<p>議決事件の追加の必要性については、今後継続して検討していく。</p>	<p>A</p>	<p>無</p>

第7条 委員会の適切な運営	高根沢町議会委員会条例の規定により設置する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、町政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。	常任委員会での日常調査から、町への提言を行った。 地域経営計画審査特別委員会を設置し、素案に対して提言を行った。	政策立案及び政策提言を活発に行うために、更に充実した調査研究が求められる。	A	無
	2 委員長は、委員会審査に当たって、資料等を公表し、町民に分かりやすい運営を行うものとする。	議案以外の資料は、傍聴者は閲覧できるが、ホームページでの公表はされていない。	委員会の資料の公表の必要性について、今後検討していく必要がある。	B	無
第8条 全員協議会	議会は、町政に関する課題等について協議又は調整を行うための場として、議員全員で構成する全員協議会を置く。	(開催回数) 令和6年度…14回 令和7年度…19回	町政で課題となっている事項については、議会から町へ説明を求めるなど、積極的に協議・調整の場を設けてきた。	A	無
	2 全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	「高根沢町議会全員協議会に関する規程」			
第9条 情報の提供及び公開	議会は、町民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。	議会だよりやホームページなどで情報を提供している。 (議会だより発行部数) 令和6年度…8,100部 令和7年度…7,600部 (ホームページ閲覧数) 令和6年度…47,524 令和7年度…48,162	議会だよりやホームページ等で積極的に情報提供を行ってきたが、議会だよりは新聞折込数の減少により発行部数が年々減少している。また、ホームページは、町のトップページから議会のページへの移動が分かりにくい。これらの課題について、検討していく必要がある。	B	無
	2 本会議及び委員会の会議は公開を原則とする。	会議日程をホームページに掲載している。			
第10条 議決状況等の公表	議会は、町民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、各議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。	ホームページにおいて公表しているほか、主要なものは議会だよりにも掲載している。	引き続き行っていく。	A	無

第 11 条 広聴の充実	議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する場を設け、広聴活動の充実に努めるものとする。	広聴活動として「カフェ・ド・ギカイ」を開催した。 令和6年度…3回 令和7年度…3回	カフェ・ド・ギカイは、他市町の議会から評価されている。 今後も継続して行うべきである。	A	無
第 12 条 広報の充実	議会は、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。	年4回発行の議会だよりや、一般質問の YouTube 配信、Facebook など情報発信をしている。	様々な手段で議会活動の広報に努めてきたが、閲覧数の増加のために、媒体の周知について更なる取組みが必要である。	B	無
第 13 条 会派	議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。	議員3名以上の交渉会派が2つ結成されているほか、個人会派が3つある。 令和7年度…2会派合同での政策提言を町に提出	議会として行っているわけではないので、評価は行わない。 今後も積極的な活動を望む。	—	無
第 14 条 議員研修の充実強化	議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議長会や広域行政組合議会主催の研修へ参加したほか、個人での研修参加があった。	個人のスキルアップのための研修は増やしてもいい。	B	無

<p>第 15 条 災害発生時の 対応</p>	<p>議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合において、町長等との連携による効果的かつ機動的な災害復旧を進めるため、高根沢町議会災害対応指針に基づき、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、災害等が発生した場合においても、議会が開催する会議に参集できるよう態勢の保持に努めるものとする。</p> <p>3 議員は、災害等が発生した場合は、被災状況等の情報収集に努めるとともに、被災者の安全確保若しくは避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	<p>タブレットを使った安否や被災状況を報告する訓練を行った。</p>	<p>タブレットを使った訓練の頻度を上げ、いざという時に全議員がスムーズに対処できるようにする必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>無</p>
<p>第 16 条 議員定数</p>	<p>議員定数は、議会の役割及び機能を十分に果たせるよう、委員会審査の充実、町長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性等を考慮して定めるものとする。</p>	<p>令和4年4月に定数改定を行い、その任期中だったため、改定は行わなかった。 (議員定数の推移) 令和4年4月～ 13人 平成30年4月～ 16人 平成18年4月～ 17人 平成14年4月～ 22人 平成14年4月以前 24人</p>	<p>現状では適切な人数だと思われる。</p>	<p>A</p>	<p>無</p>
<p>第 17 条 議員報酬</p>	<p>議員報酬は、高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めるところによる。</p> <p>2 議員報酬を改定するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p>	<p>令和6年4月から改定(令和5年12月定例会で町長提出議案として条例を改正) 議会としての協議は行っていない。</p>	<p>他市町の議会の状況や社会情勢の変化等を見て、協議の必要性を随時検討していく必要がある。</p>	<p>A</p>	<p>無</p>

第 18 条 議会事務局	議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議会事務局の体制の整備及び強化を図るものとする。	事務局職員研修に参加した。	体制強化の必要性について検討していく。	B	無
第 19 条 最高規範性	この条例は、議会に関する最高規範であり、議会は、この条例を誠実に遵守するものとする。	—	条例の趣旨を明記したものであり、現時点では見直すべきところはない。	—	無
第 20 条 検証	議会は、常に町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、一般選挙前に議会運営委員会において検証するものとする。	令和7年度に検証作業を行った。	議員個々においても、議会基本条例の目的が達成されているか、検証を行うことが望まれる。	A	無
	2 議会は、前項による検証の結果を公表し、改善が必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	— (今回が初めての検証であり、 検証結果がないため)		—	無
	3 第 1 項の規定による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。				